

# 罹災証明書・罹災届出証明書について

災害により家屋等に被害があった場合の生活再建支援制度などを利用する際に必要となる「罹災証明書」と「罹災届出証明書」についてお知らせします。



## 罹災証明書とは

自然災害や火災によって家屋が損壊する被害を受けた場合に、被害状況を調査して市が公的に被害程度を認定し書面で証明するものが「罹災証明書」です。  
被災者には、様々な生活再建支援制度がありますが、支援を受けるためには罹災証明書の添付が必要となります。

## 証明の対象となる建物

罹災証明書の対象となるのは、家屋(住家・非住家)です。  
持ち家か賃貸かの区別はなく、マンションやアパートの居住者も申請すれば証明の対象となります。

## 申請期限と申請窓口

被災した日から13か月を経過する日までに申請する必要があります。  
申請は市役所総務課へ直接ご提出いただくか、市公式ホームページから申請書をダウンロードし郵送していただくことも可能です。(返信用封筒と切手は不要ですが、送付する際の切手代はご負担ください。)  
申請時には、罹災者本人の確認が必要となります。どうしても本人が申請できない場合は、代理人による申請も可能ですが、委任状が必要となります。代理人が、申請者の配偶者

## 「罹災証明書」と「罹災届出証明書」

罹災に関する証明には、「罹災証明書」と「罹災届出証明書」の二種類があります。

「罹災証明書」は、家屋(住家・非住家)について、災害による被害の程度を証明する書面です。

「罹災届出証明書」は、災害により家屋に被害が生じた時や家屋以外の物に被害が生じた場合等に、その事実を届け出たことを証明する書面です。(被害の程度は証明しません)  
また、罹災証明書を申請中であることを証明する書面にもなります。

家屋の被害程度を記載しないものは、「罹災証明書」には該当しませんので「罹災届出証明書」の申請をしてください。

同居の親族もしくは二親等以内の方は、委任状の提出を省略することができます。



## 被害認定調査

災害に係る被害認定については、調査方法の全国統一を図る観点から、内閣府が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を定めており、市ではこの運用指針に基づき、市の職員が調査を実施します。

証明書が交付された後に判定結果に不服がある場合は、再調査を依頼することも可能です。

被害の程度は、家屋の主要な構成要素の経済的被害の家屋全体に占める損害割合で決まり、5段階で判定します。

判定基準	全壊	大規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害の割合による判定	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満	10%以上 20%未満	10%未満
浸水の深さによる判定	家屋の流失又は床上1.8m以上の浸水	床上1m以上1.8m未満の浸水	床上1m未満の浸水		床下浸水

※判定の一例です。  
外観の損傷状況及び浸水深により損害割合を算定し被害認定基準に照らして被害の程度を判定します。

## 罹災証明書の受取り

窓口での交付と、郵送があります。が、自宅以外にいる場合は確実な連絡方法等について申請時にご相談ください。

「罹災証明書」と「罹災届出証明書」についてお知らせしましたが、どちらの証明書も被害の写真を撮っておくことが、とても重要になります。

被災した場合には、まず身の安全を最優先で確保し、片付ける前に被災状況の写真撮影、その後落ち着いてから証明書の申請を忘れずに行ってください。

申込・問 市役所総務課交通防災係  
〔内線2122〕214

「罹災証明書」と「罹災届出証明書」の違い

種類	罹災証明書	罹災届出証明書
証明の対象	・家屋(住家・非住家)	・家屋(住家・非住家) ・家屋以外
証明の内容	・家屋の被害程度(全壊、大規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊)(床上浸水、床下浸水、その他)	・被害の事実を届け出たこと。 ・罹災証明書を申請中であること。
調査の必要性	被害認定調査の結果に基づいて被害の程度を判定します。	申請者からの被害状況を示す写真等の提出があった場合は、省略することができます。
交付までの期間	調査が必要のため、申請件数により異なり、交付までに数日~数か月を要する場合があります。	被害の程度を証明するものではないので、写真で確認できる場合は、窓口で即日交付することが可能です。

※民間の保険会社による地震保険などの保険金請求には、罹災届出証明書で可能という会社もありますので、どちらの証明書が必要となるか、ご加入の保険会社に一度お問い合わせください。

## 申請する前や申請後の片付けや修復について

北斗市で大規模な災害が発生した場合、申請を受け付けてから被害認定調査を実施し交付するまでに長い期間を要することも考えられます。

それまでの間、建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査が困難となるため、あらかじめ可能な限り被災者自身が被害状況を写真撮影し、保存しておいてください。

## 家屋が被害を受けたときの写真撮影のポイント

### 家の外の写真の撮り方

●建物の全景写真は可能な限り周囲4面を撮影しましょう。  
●浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮影しましょう。メジャーなどをあてて、全体を写した遠景と目盛りが読み取れる近景を撮ると、被害の大きさがよくわかります。



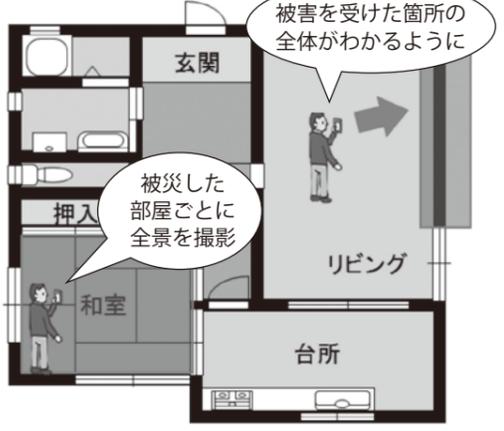
## 家の中の写真の撮り方

●家の中の被害状況写真は、

①被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。

### 《想定される撮影箇所》

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など  
※家の中の撮影は、明るさやフラッシュの反射に注意してください。



## 共通するポイント

●指さし確認による撮影は、何を撮影しているのかを理解するうえで有効です。  
●カメラの日時設定を正確にして、撮影日時の記録を残してください。  
●家の外と中の両方の写真を撮ることが重要です。

火災の罹災証明書は、**北斗消防署に**申請してください。

申込・問  
北斗消防署予防課調査係  
☎73-3191 [内線136]  
☎049-0162  
北斗市中央2丁目6番6号